三朝町告示第71号

平成24年第５回三朝町議会定例会を次のとおり招集する。

平成24年６月６日

三朝町長　吉　田　秀　光

１　期　日　　平成24年６月15日　午前10時

２　場　所　　三朝町議会議場

〇開会日に応招した議員

清　水　成　眞	藤　井　克　孝
吉　田　文　夫	福　田　茂　樹
遠　藤　勝太郎	平　井　満　博
松　村　　　修	横　木　文　雄
知久馬　二三子	山　田　道　治
杉　原　憲　靖	牧　田　武　文

〇応招しなかった議員

な　し

第5回　三　朝　町　議　会　定　例　会　会　議　録　（第１日）

平成24年６月15日（金曜日）

議事日程

平成24年６月15日　午前10時開会

日程第１　会議録署名議員の指名

日程第２　会期の決定

日程第３　諸般の報告

日程第４　行政報告

日程第５　陳情の委員会付託

・陳情第６号　障害者総合福祉法（仮称）の制定を求める陳情

・陳情第７号　年金額２．５％削減法案の撤回を求める陳情

・陳情第８号　最低賃金の引き上げと安定雇用の創出、中小企業支援策の拡充を求める「意見書」の採択の陳情

日程第６　議案第45号　平成24年度三朝町一般会計補正予算（第２号）

日程第７　議案第46号　平成24年度三朝町集落排水処理事業特別会計補正予算（第１号）

日程第８　議案第47号　平成24年度三朝町水道事業会計補正予算（第１号）

日程第９　議案第48号　三朝町暴力団排除条例の設定について

日程第10　議案第49号　住民基本台帳法の一部を改正する法律及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の設定について

日程第11　議案第50号　三朝町税条例等の一部改正について

日程第12　議案第51号　鳥取県後期高齢者医療広域連合規約を変更する協議について

日程第13　議案第52号　三朝町過疎地域自立促進計画の一部変更について

本日の会議に付した事件

日程第１　会議録署名議員の指名

日程第２　会期の決定

日程第３　諸般の報告

日程第４　行政報告

日程第５　陳情の委員会付託

・陳情第６号　障害者総合福祉法（仮称）の制定を求める陳情

・陳情第７号　年金額２．５％削減法案の撤回を求める陳情

・陳情第８号　最低賃金の引き上げと安定雇用の創出、中小企業支援策の拡充を求める「意見書」の採択の陳情

日程第６　議案第45号　平成24年度三朝町一般会計補正予算（第２号）

日程第７　議案第46号　平成24年度三朝町集落排水処理事業特別会計補正予算（第１号）

日程第８　議案第47号　平成24年度三朝町水道事業会計補正予算（第１号）

日程第９　議案第48号　三朝町暴力団排除条例の設定について

日程第10　議案第49号　住民基本台帳法の一部を改正する法律及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の設定について

日程第11　議案第50号　三朝町税条例等の一部改正について

日程第12　議案第51号　鳥取県後期高齢者医療広域連合規約を変更する協議について

日程第13　議案第52号　三朝町過疎地域自立促進計画の一部変更について

出席議員（12名）

１番	清　水　成　眞	２番	藤　井　克　孝
３番	吉　田　文　夫	４番	福　田　茂　樹
５番	遠　藤　勝太郎	６番	平　井　満　博
７番	松　村　　　修	８番	横　木　文　雄
９番	知久馬　二三子	10番	山　田　道　治
11番	杉　原　憲　靖	12番	牧　田　武　文

欠席議員（なし）

欠　　員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 ──────────── 石　井　秀　己　　主任 ──────────── 布　広　久美子

説明のため出席した者の職氏名

町長 ──────────── 吉　田　秀　光　　副町長 ─────────── 森　脇　光　洋

会計管理者 ──────── 山　根　智　美　　総務課長 ────────── 朝　倉　　　聡

財務課長 ───────── 大　村　哲　也　　税務課長 ────────── 石　原　伸　二

企画観光課長 ─────── 松　浦　弘　幸　　農林課長 ────────── 岩　山　靖　尚

町民課長 ───────── 山　根　猛　昭　　建設水道課長 ──────── 早　苗　睦　巳

健康福祉課長 ─────── 前　田　敦　子　　総務課参事 ───────── 吉　田　弘　幸

危機管理課長 ─────── 松　原　茂　隆　　農業委員会事務局長 ───── 真　嶋　峰　和

教育長 ────────── 山　口　　　博　　教育総務課長 ──────── 遠　藤　英　臣

生涯学習課長 ─────── 平　井　文　彦　　生涯学習課参事 ─────── 松　原　照　宗

国民宿舎事業管理者 ──── 知久馬　孝　紀

午前１０時０３分開会

○議長（牧田　武文君）　ただいまの出席議員は１２名であります。定足数に達しておりますので、これより平成２４年第５回三朝町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日、届け出のあった欠席者は、議員、当局ともございません。

以上、報告をいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付しているとおりであります。

───────────────・───・───────────────

日程第１　会議録署名議員の指名

○議長（牧田　武文君）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第１１８条の規定により、９番、知久馬二三子議員、１０番、山田道治議員を指名いたします。

───────────────・───・───────────────

日程第２　会期の決定

○議長（牧田　武文君）　日程第２、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から２２日までの８日間といたしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧田　武文君）　御異議なしと認めます。よって、会期は、本日から２２日までの８日間と決定いたしました。

８日間の日程につきましては、お手元にお配りしている日程表のとおりといたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧田　武文君）　御異議なしと認めます。よって、８日間の日程は、日程予定表のとおり決定いたしました。

───────────────・───・───────────────

日程第３　諸般の報告

○議長（牧田　武文君）　日程第３、諸般の報告を行います。

報告第３号、平成２３年度三朝町一般会計繰越明許費繰越計算書について、報告第４号、平成２３年度三朝町介護保険事業特別会計繰越明許費繰越計算書について、報告第５号、平成２３年度三朝町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について、報告第６号、平成２３年度三朝町下水道事業会計予算繰越計算書について報告を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田　秀光君）　報告案件について申し上げます。

報告第３号から報告第６号までの４件の繰越計算書の報告案件につきましては、いずれも平成２３年度内での工事等の完了が見込めないことから、繰越明許費の議決を得て予算の一部を平成２４年度に繰り越して実施することとしていた一般会計の１２の事業、介護保険事業特別会計及び下水道事業特別会計の１事業、並びに水道事業の２つの工事について、地方自治法施行令第１４６条第２項の規定並びに地方公営企業法第２６条第３項の規定に基づき、それぞれ繰越計算書を調製しましたので、同項の規定により本議会に報告するものでございます。よろしく御理解を賜りたいと存じます。

○議長（牧田　武文君）　報告第７号、三朝町教育委員会の事務に関する評価報告書について報告を求めます。

山口教育長。

○教育長（山口　　博君）　三朝町教育委員会の事務に関する評価について御報告いたします。

この報告は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２７条の規定により、平成２３年度の三朝町教育に関する事務の管理及び執行状況の点検評価を行ったものでございます。

評価は、まず事務局が各事業を自己点検、評価し、教育委員による評価、そしてこの法律の第２７条第２項の規定による教育に関して学識経験を有する者の評価として、３人の外部評価委員による第三者評価を行ったものでございます。

三朝町教育委員会では、毎年度三朝町教育事業計画を策定しておりますが、この評価結果をもとに、検証と各事業の改善によって教育行政の効果的な推進を図ろうとするものでございます。

第三者評価委員の講評は、皆様のお手元にお配りしております報告書の２０ページに記載しておりますが、２３年度に取り組んだどの事業も及第点をいただいております。

なお、今後の評価の課題として、事業の参加率のほか事業のねらい、事業の効果など、質的評価を加える必要があると指摘されております。この報告書で指摘されました内容については、今後の教育行政や教育事業計画に反映させ、計画、実行、検証、改善のサイクルを確立させたいと考えております。よろしく御理解を賜りたいと存じます。以上でございます。

○議長（牧田　武文君）　進行いたします。

例月出納検査の結果報告について、監査委員から平成２４年４月分及び５月分の報告書が提出されておりますので、閲覧願います。

次に、議員の派遣について、お手元に配付している資料のとおり派遣しましたので報告いたします。

日程第４　行政報告

○議長（牧田　武文君）　日程第４、行政報告を行います。

吉田町長。

○町長（吉田　秀光君）　行政報告を申し上げます。

初めに、去る５月２２日に逝去されました本町の第２代町長、故松村喬成さんに謹んで哀悼の意を表し、御生前の御功労に対し感謝の誠をささげます。

松村さんは、昭和２１年に旧三朝村に奉職された後、昭和２８年に誕生した新三朝町で助役等の要職を歴任され、道路、学校、水道等の社会資本の整備に御尽力されました。その後、昭和４８年に町長に当選されると、役場新庁舎の建設、圃場整備事業の推進、体育施設の整備など、町政全般にわたって多大な功績を上げられ、現在の三朝町発展の礎を築かれました。松村さんの口癖であった「やらなくちゃいけんわいや」という言葉を思い起こし、ありし日の松村さんの姿が

まぶたに浮かび、万感胸に迫るものがあります。ここに改めて御生前の御功績をたたえ、感謝しながら御冥福をお祈りいたします。

　次に、仮称みさきこども園新築工事の安全祈願祭が５月１８日に横手地内ふるさと健康むらの建設予定地で行われ、関係者およそ４０人が出席をし、工事期間中の安全を祈りました。

　工事請負業者は馬野・河﨑特定建設共同企業体で、工事請負額は４億６，４６２万５，０００円、工事完了期限は平成２５年２月２８日です。町では、平成２５年４月の開園に向けて工事の円滑な進行を管理するとともに、あわせて運営体制も整備することにしています。

　このこども園は、子育てするなら三朝町でと言われるような町づくりを目指し、本町で初めて設置する幼保一体型の施設であり、平成２５年４月の開園に向けて工事の円滑な進行を管理するとともに、ハード面のみならずソフト面においても魅力ある施設にしたいと思っています。

　最後に、第６４回全国植樹祭の関連行事である第４２回全国林業後継者大会が来年５月、三朝町で開催されることになりました。この大会には、林野庁長官はもとより全国各地から林業後継者およそ４００人が参加し、林業を取り巻く現状や課題などについて意見交換が行われる予定となっております。町といたしましては、同大会の円滑な実施に向けて今後県等関係機関とも連携を図りながら、全国各地から本町においでいただく林業関係者の皆さんにとってこの大会が有意義なものになるよう、準備を進めてまいりたいと考えています。

　以上、行政報告といたします。

―――――――――――――・――・―――――――――――――

日程第５　陳情の委員会付託

○議長（牧田　武文君）　日程第５、陳情の委員会付託を行います。

　陳情第６号、障害者総合福祉法（仮称）の制定を求める陳情、この陳情は総務教育常任委員会に付託いたします。

　陳情第７号、年金額２．５％削減法案の撤回を求める陳情、陳情第８号、最低賃金の引き上げと安定雇用の創出、中小企業支援策の拡充を求める「意見書」採択の陳情、この２件の陳情は産業民生常任委員会に付託いたします。

―――――――――――――・――・―――――――――――――

日程第６　議案第４５号　から　日程第１３　議案第５２号

○議長（牧田　武文君）　お諮りいたします。議事の進行上、この際、日程を変更して、日程第６から日程第１３までの８件の議案を一括議題といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧田　武文君）　御異議なしと認めます。よって、この際、日程を変更して、日程第６から日程第１３まで、すなわち議案第４５号から議案第５２号までの８件の議案を一括議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田　秀光君）　今期定例会に提案いたしました諸議案につきまして、その概要を御説明申し上げます。

まず、議案第４５号の平成２４年度三朝町一般会計補正予算（第２号）についてでございます。

今回の補正予算では、４月に発生しました大風による農業関係施設及び公共施設等の災害復旧関係費を計上したほか、当初予算段階で事業が確定していなかったものや、国、県の事業と連携を図って実施する事業を中心に、地方債の補正並びに債務負担行為の設定をしているものでございます。

大風による被害復旧費につきましては、農業関係の復旧費を農林水産業費に、暴風被害復旧対策支援事業補助金として５１０万３，０００円、そして公共施設等の復旧費を現年発生その他施設災害復旧費として７６９万６，０００円を計上しておりますが、これ以外の歳出につきましては主なものを申し上げます。

まず、総務費、交通安全対策費では、交通安全広報並びに水防活動に安全かつ効率的に対応するための車両の導入について、水力発電施設等周辺地域交付金事業として実施することの協議が関係省庁と調いましたので、車両の導入経費について所要の額を計上しております。

文化ホール費では、文化ホール施設改修費について所要の額を計上しております。これは４月の大風により破損した文化ホールのカーテンウオールについて、今後施設利用者等の安全対策を万全にすることを最大限に考慮しながら、後年度における維持管理経費を勘案した上でカーテンウオールを合わせガラスに全面改修することとし、所要の額を計上したものでございます。

農林水産業費、農業振興費では、二十世紀ナシと新品種のしゅんのナシのシリーズ化を図り、しゅんのナシリレー出荷を確立するため、ＪＡ鳥取中央農協梨生産部が行う取り組みについて、二十世紀ナシの市場出荷の単価差を支援するために、新たに鳥取二十世紀梨ブランドリバイバル事業補助金を計上しております。

商工費、商工振興費では、厳しい景気状況の中、事業の維持改善、資金繰りの緩和を図り、中小企業の経営の改善、安定化を図ることを目的として、小規模事業者の方々が利用される小規模

事業者経営改善資金融資制度の利子の一部を支援することとし、新たに小規模事業者経営改善資金利子補給事業として所要の額を措置し、あわせて債務負担行為の設定を行うこととしたものでございます。

同じく、商工振興費に計上しております三朝温泉地域活力創出事業は、三朝温泉の空き店舗対策としてＮＰＯ法人が実施する温泉街活性化事業に対し、鳥取県のみんなで支え合う中山間地域づくり総合支援事業を活用して事業費の助成を行うこととし、所要の額を計上したものでございます。

以上が歳出の主な概要でございますが、歳入につきましてはそれぞれ事務事業に見合う国、県支出金並びに地方債の発行を予定しており、所要の一般財源につきましては事業に応じて公共施設営繕基金、三朝町地域活力創出基金からの繰入金を充当し、さらに不足する財源の調整を財政調整基金からの繰り入れをもって予算措置しておるところでございます。

これによりまして、今期補正予算では歳入歳出それぞれ４，８０３万５，０００円を追加し、補正後の予算の総額を４９億３，０２３万５，０００円とするものでございます。

議案第４６号、平成２４年度三朝町集落排水処理事業特別会計補正予算（第１号）につきましては、４月に発生しました大風により集落排水施設が被害を受けましたので、一般会計からの繰入金をもってこれの修理を行うこととし、所要の額を措置したものでございます。

これによりまして、今期補正予算では歳入歳出それぞれ９１万１，０００円を追加し、補正後の予算の総額を１億１，１０１万１，０００円とするものでございます。

議案第４７号、平成２４年度三朝町水道事業会計補正予算（第１号）につきましては、平成２３年度に予定しておりました配水管布設がえ工事の繰り越しに伴う減価償却費の減額が主な内容でございまして、今期補正予算では収益的支出から８４万２，０００円を減額し、補正後の収益的支出の額を１億２，８５５万８，０００円とするものでございます。

続きまして、議案第４８号、三朝町暴力団排除条例の設定につきましては、暴力団の排除に関する施策を定めることにより暴力団の排除を推進し、安全で平穏な住民生活の確保を図り、社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的として設定しようとするものでございます。

議案第４９号、住民基本台帳法の一部を改正する法律及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の設定につきましては、外国人登録法が廃止され、外国人住民も日本人住民と同様に住民基本台帳法の適用対象となることに伴い、外国人登録法に基づく外国人登録原票等の用語などを引用している三朝町印鑑条例、三朝町手数料条例、

三朝町営墓地の設置及び管理に関する条例の一部を改正しようとするものでございます。

議案第５０号、三朝町税条例等の一部を改正する条例につきましては、固定資産税課税台帳の記載事項証明書の交付手数料の額の算定方法につきまして、現在は証明書１枚ごとに金額を定めているものを証明書１通ごとに金額を定めるように改めるとともに、この改正に伴い、関連する三朝町手数料条例の一部も改正しようとするものでございます。

議案第５１号、鳥取県後期高齢者医療広域連合規約を変更する協議につきましては、議案第４９号でも申し上げましたが、外国人登録法が廃止されることに伴い、この規約に規定している「外国人登録原票」の文言を削除する協議をすることについて、本議会の議決をいただこうとするものでございます。

議案第５２号、三朝町過疎地域自立促進計画の一部変更につきましては、通学路や生活路線の確保のために今以上にきめ細かな除雪対策を講ずるため、歩道除雪機の整備予定台数をふやすように計画を変更することについて、本議会の議決をいただこうとするものでございます。

以上、８件の議案について、その概要を御説明申し上げました。よろしく御審議の上、可決賜りますようお願いいたします。

○議長（牧田　武文君）　続いて、各議案について細部説明を求めます。

議案第４５号、平成２４年度三朝町一般会計補正予算（第２号）について、大村財務課長。

○財務課長（大村　哲也君）　議案第４５号、平成２４年度三朝町一般会計補正予算（第２号）について御説明申し上げます。

議案書の方の２５ページをごらんいただきたいと思います。

今期補正予算では、歳入歳出それぞれ４，８０３万５，０００円を追加しまして、歳入歳出それぞれ４９億３，０２３万５，０００円とするものでございます。

２９ページをごらんいただきたいと思いますが、歳入歳出の補正にあわせまして債務負担行為の１件の追加と、地方債の借入額の変更を行うこととしております。

それでは、今期補正予算の補正につきまして、３４ページから記載しておりますのでごらんいただきたいと思います。歳出の方で３４ページでございます。

中ほどの財産管理費、町有財産土地購入費につきましては、役場庁舎用地のうち長年借地として使用しておりました土地約２０５平米について、地権者の方と用地購入の方向で環境が整ってまいりましたので、取得費用について所要の額を計上したものでございます。

交通安全対策費、交通安全施設整備事業につきましては、平成３年度に導入しました交通安全広報車の更新について、電源立地地域対策交付金の水力発電施設等周辺地域交付金事業として位

置づけ協議してまいりましたが、広大な町土における広報体制の充実、さらには水防活動等への活用を図るため、今後活動を２台体制で行うことで関係する省庁と協議が調いましたので、所要の額を財源とあわせて措置したものでございます。

３５ページをごらんいただきたいと思います。総務費、文化ホール費、文化ホール施設改修につきましては、提案説明にもありましたように、４月の大風により被害を受けました文化ホールのカーテンウオールを現在は応急対応ということで相応の修理を行ったところでございますが、既存のガラスにつきましては４月のような大風が今後発生し仮に破損した場合にあっては、同様にガラスが飛散するということが想定されます。このため施設利用者の安全を確保するため、飛散防止に効果のある合わせガラスに改修することとして、あわせて応急修理しましたガラスにつきましても今後の維持管理面を考慮し全面を合わせガラスに改修するため、施設改修費として所要の額を措置したものでございます。

下の方の農業費、農業振興費の暴風被害復旧対策支援事業補助金につきましては、同じく４月の大風により保ケ平のナシハウス、太陽牧場の堆肥舎、三朝地内の牛舎がそれぞれ被害を受けておりますので、鳥取県暴風被害復旧対策支援事業費補助金を受け復旧費用を補助することとし、所要の額を措置したものでございます。

３６ページをごらんいただきたいと思います。中ほどの商工費、商工振興費の小規模事業者経営改善資金利子補給事業につきましては、経営を改善しようとしている小規模事業者などに低利、無担保、無保証人という有利な条件で貸し付けを行う国の制度でありまして、依然として厳しい経済情勢の中にありまして資金調達の弱い小規模事業者が積極的に本制度を活用できるよう、償還金利子相当額の２分の１の額について支援することとしまして、所要の額を措置したものでございます。

なお、利子補給事業は２９ページに債務負担行為の補正として追加しておりますが、平成２６年度末までの融資に対する利子相当額に補給することとしまして、債務負担行為の設定を行っているところでございます。

同じく商工振興費の三朝温泉地域活力創出事業につきましては、事業の廃業や後継者の不足によりまして年々増加しております温泉街の空き家対策に町内のＮＰＯ組織が取り組むことになりましたが、この事業が鳥取県のみんなで支え合う中山間地域づくり総合支援事業のメニューとして組み立て、実施する運びとなりましたので、温泉街の活性化につながる試みとして町補助金をあわせて交付することとし、所要の額を措置したものでございます。

土木費、道路維持費の除雪機械整備費につきましては、４月の区長会で歩道用除雪機の貸し付

けについて希望を募りましたところ、７集落からの申請がありましたので、希望のありました７集落に除雪機械の配置が可能になるよう、整備に係る所要の額を財源としております過疎対策事業債の追加とあわせて措置したものでございます。

３７ページをごらんいただきたいと思います。教育費、教育総務費の少人数学級を活かす学びと指導の創造事業につきましては、鳥取県が実施する義務教育９年間のすべての学年で３５人以下の少人数学級にあわせて、県の補助金を補助事業を用いまして新学習指導要領で求められている思考力、判断力、表現力をはぐくむ事業づくりについて、町内教職員の資質の向上を図る研修等を行うこととしまして、所要の額を措置したものでございます。

以上が歳出の主なもので、歳入につきましては３２ページから国庫支出金、県支出金の補正額を掲げておりますが、それぞれ歳出事業に係るもので、これらの事業に要する特定財源以外の財源としましては、公共施設営繕基金、三朝町地域活力創出推進基金からの繰り入れを行い、さらに不足します一般財源につきましては、財政調整基金からの繰り入れをもって今期補正予算を調製しております。

以上が平成２４年度三朝町一般会計補正予算（第２号）の概要でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（牧田　武文君）　次に、議案第４６号、平成２４年度三朝町集落排水処理事業特別会計補正予算（第１号）、議案第４７号、平成２４年度三朝町水道事業会計補正予算（第１号）について、早苗建設水道課長。

○建設水道課長（早苗　睦巳君）　議案第４６号、平成２４年度三朝町集落排水処理事業特別会計補正予算（第１号）について御説明申し上げます。

議案書４１ページをごらんいただきたいと思います。

今期補正予算では、歳入歳出にそれぞれ９１万１，０００円を追加しまして、歳入歳出それぞれ１億１，１０１万１，０００円とするものでございます。

４８ページをごらんいただきたいと思います。施設管理費につきまして、４月の大風によりまして被害を受けました農業集落排水処理施設４カ所の屋根の補習費といたしまして、所要の額を措置したものでございます。

以上が平成２４年度三朝町集落排水処理事業特別会計補正予算（第１号）の概要でございます。よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第４７号、平成２４年度三朝町水道事業会計補正予算（第１号）について御説明申し上げます。

議案書５１ページをごらんいただきたいと思います。

今期補正予算では、平成２３年度に予定しておりました配水管布設がえ工事の繰り越しに伴います減価償却費の減額、及び過年度未払い金につきまして営業外費用で支出するもので、収益的支出の予定額から８４万２，０００円を減額しまして、補正後の収益的支出の額を１億２，８５５万８，０００円とするものでございます。これによりまして、当初計上しておりました収益的収入及び支出の差額につきましては、１００万円から１８４万２，０００円に増額となるものでございます。

以上が平成２４年度三朝町水道事業会計補正予算（第１号）の概要でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（牧田　武文君）　続いて、議案第４８号、三朝町暴力団排除条例の設定について、朝倉総務課長。

○総務課長（朝倉　　聡君）　議案第４８号、三朝町暴力団排除条例の設定につきまして御説明をさせていただきます。

議案書の方の６１ページの方からごらんいただきたいと思います。

提案説明にもありましたように、この条例は暴力団排除に関して基本理念を定めるとともに、町や町民の責務を明示すること等により暴力団の排除を推進し、安全で平穏な町民生活の確保を図ることなどを目的として設定するものでございます。

その概要を御説明申し上げますと、次の６２ページの第３条になりますけれども、暴力団を恐れない、暴力団に資金を出さない、暴力団を利用しないことを基本として推進されなければならないという趣旨の暴力団の排除に向けた基本理念をこの第３条で定めております。

そして、その次に鳥取県などの関係団体と連携して、暴力団排除を推進する等の町の責務や、前述の基本理念にのっとって自主的に暴力団排除のための活動に取り組むように努力する等の町民の責務などを定め、第６条では町が実施する入札に暴力団を参加させないための措置を講ずることなどを規定しております。

さらに、第８条になりますけれども、第８条では暴力団排除に向けた広報及び啓発について規定し、第９条では青少年に対する指導、助言について定めております。

そして、第１０条及び第１１条で暴力団の威力を利用することや暴力団に利益を供与することを禁止することについて規定し、暴力団排除を推進することとしています。

以上が暴力団排除条例の主な内容でございます。どうぞよろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○議長（牧田　武文君）　議案第４９号、住民基本台帳法の一部を改正する法律及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の設定について、山根町民課長。

○町民課長（山根　猛昭君）　議案第４９号、住民基本台帳法の一部を改正する法律及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の設定について御説明いたします。

６５ページから７０ページでございます。

住民基本台帳法の一部が改正されたこと及び外国人登録法が廃止されたことに伴い、三朝町印鑑条例、三朝町手数料条例、三朝町営墓地の設置及び管理に関する条例の一部を改正しようとするものでございます。

三朝町印鑑条例の一部の改正は、外国人登録法の引用箇所を住民基本台帳法によるものに改め、引用箇所を削除し、通称を用いた印鑑の登録及び非漢字国の外国人住民の仮名名表記の印鑑の登録ができることとし、一部字句を訂正しようとするものでございます。

三朝町手数料条例の一部改正は、外国人登録原票に係る第２条第１項の１３、１４号を削除し、各号を繰り上げるものでございます。

三朝町営墓地の設置及び管理に関する条例の一部改正は、外国人登録法の引用箇所を住民基本台帳法によるものに改め、字句の一部を訂正しようとするものでございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（牧田　武文君）　議案第５０号、三朝町税条例等の一部を改正する条例について、石原税務課長。

○税務課長（石原　伸二君）　議案第５０号、三朝町税条例等の一部改正について御説明申し上げます。

７１ページをお願いします。この議案は、税条例の固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料の手数料について、現在、土地の筆数あるいは家屋の棟数等により手数料を徴収しておりますが、筆数あるいは棟数の計算することなく１通とし、それに伴う手数料条例の手数料の徴収につき所要の一部改正を行うものでございます。

以上が三朝町税条例等一部改正の概要でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（牧田　武文君）　次に、議案第５１号、鳥取県後期高齢者医療広域連合規約を変更する協

議について、前田健康福祉課長。

○健康福祉課長（前田　敦子君）　議案第５１号、鳥取県後期高齢者医療広域連合規約を変更する協議について御説明申し上げます。

議案書７５ページでございます。

この議案は、平成２４年７月９日から新たな在留管理制度が施行され、外国人登録制度が廃止されることに伴いまして、後期高齢者医療広域連合規約の「外国人登録原票」の文言を削除することについて議決をお願いするものでございます。以上でございます。よろしくお願いします。

○議長（牧田　武文君）　議案第５２号、三朝町過疎地域自立促進計画の一部変更について、松浦企画観光課長。

○企画観光課長（松浦　弘幸君）　議案第５２号、三朝町過疎地域自立促進計画の一部変更について御説明します。

本計画における変更は、除雪対策として歩道除雪機の整備台数をふやし、年次的な整備を進めるものであります。

議案説明資料に変更事業を赤で表示しておりまして、歩道除雪機の台数を１０台から３０台に変更するものであります。どうぞよろしくお願いします。

―――――――――――――――・――・―――――――――――――――

○議長（牧田　武文君）　以上で本日の日程は終了いたしました。

月曜日の本会議は１０時から一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

午前１０時４４分散会

―――――――――――――――――――――――――――――――